

コロナ感染で 労災申請が可能！！ 労災認定率98%超え！！

1月から大阪第一-二運輸所内で、コロナ感染者が拡大しています。中には二度感染した乗務員も居ます。その中で、私達東海労は、『コロナ罹患休暇』の新設を要求しています。ユニオンは要求しているのでしょうか？会社は、コロナに感染した乗務員に勤務扱いの希望は聞いていますが、年休か保存休暇、または私傷病扱い若しくは欠勤で処理されています。

ユニオン組合員の皆さん！

公共交通機関に従事している労働者（エッセンシャルワーカー）の場合、コロナ感染症に伴う労災申請が可能な事を御存知ですか？具体的には、療養給付金（治療費や移送費等）《医療費100/100》と休業給付金《平均賃金の80/100》を受け取れます。その労災認定率は、98%を超える高い数値となっています。

会社は、何故、感染対策を促す意味で感染数を社員に公表しないのでしょうか？

会社は、何故、コロナ感染に伴う労災申請が可能な事を社員に周知しないのでしょうか？

——厚生労働省のホームページに以下の内容が掲載されています。——

- 《コロナ感染経路が不明な場合でも感染リスクが高い業務※に従事している場合は労災申請が可能です。》
- ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務。
- ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務。
- ある関西の私鉄会社では、会社が労災申請手続き行ってくれますが、JR東海会社は、「本人が申請」としています。無言の圧力だと言えます。しかし、申請手続きは簡単です。

諦めていませんか？興味のある貴方！
労災申請をしたい貴方！

東海労分会役員に相談して下さい！！